二　第十五号様式により作成した発行登録追補書類　次に掲げる書類

イ　前号に定める書類

［ロ～ホ　略］

2　［略］

（発行登録目論見書等の特記事項）

第十四条の十三　法第二十三条の十二第二項において読み替えて準用する法第十三条第二項本文（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める内容は、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一　発行登録目論見書　次に掲げる事項

［イ～ハ　略］

ニ　当該有価証券が外国通貨又は暗号資産をもつて表示されるものである場合には、外国為替相場又は暗号資産の価値の変動により影響を受けることがある旨

［ホ～ト　略］

［二・三　略］

2　前項各号に定める事項のうち、同項第一号ホからトまで（同項第二号又は第三号において引用する場合を含む。）に関する事項及び同項第三号イに関する事項は、同項各号に掲げる目論見書の参照情報の次に、それ以外の事項は、当該各目論見書の表紙又はその他の見やすい箇所に記載しなければならない。

（適格機関投資家向け勧誘等に係る告知の内容等）

第十四条の十四　法第二十三条の十三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する内閣府令で定める事項は、有価証券発行勧誘等又は有価証券交付勧誘等（法第四条第二項に規定する有価証券交付勧誘等をいう。以下同じ。）が適格機関投資家向け勧誘に該当することにより当該有価証券発行勧誘等又は当該有価証券交付勧誘等に関し法第四条第一項の規定による届出が行われていないこと及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

一　当該有価証券に係る権利を表示する財産的価値について令第一条の四第一号ハ⑴に規定する措置がとられている場合　当該措置の内容

一の二　当該有価証券の有価証券発行勧誘等に令第一条の四第一号ハ⑵に規定する条件が付されている場合　当該条件の内容

二　当該有価証券に係る権利を表示する財産的価値について令第一条の七の四第一号ハ⑴に規定する措置がとられている場合　当該措置の内容

二の二　当該有価証券の有価証券交付勧誘等に令第一条の七の四第一号ハ⑵に規定する条件が付されている場合　当該条件の内容

［三・四　略］

2　［略］

（特定投資家向け勧誘等に係る告知の方法等）

第十四条の十四の二　［略］

2　法第二十三条の十三第三項第一号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

［一・二　略］

二　第十五号様式により作成した発行登録追補書類

イ　前号に掲げる書類

［ロ～ホ　同上］

2　［同上］

（発行登録目論見書等の特記事項）

第十四条の十三　法第二十三条の十二第二項において準用し、同項の規定により読み替えて適用する法第十三条第二項本文（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める内容は、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一　［同上］

［イ～ハ　同上］

ニ　当該有価証券が外国通貨をもつて表示されるものである場合には、外国為替相場の変動により影響を受けることがある旨

［ホ～ト　同上］

［二・三　同上］

2　前項各号に掲げる事項のうち、同項第一号ホからトまで（同項第二号又は第三号において引用する場合を含む。）に関する事項及び同項第三号イに関する事項は、同項各号に掲げる目論見書の参照情報の次に、それ以外の事項は、当該各目論見書の表紙又はその他の見やすい箇所に記載しなければならない。

（適格機関投資家向け勧誘等に係る告知の内容等）

第十四条の十四　法第二十三条の十三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する内閣府令で定める事項は、有価証券発行勧誘等又は有価証券交付勧誘等が適格機関投資家向け勧誘に該当することにより当該有価証券発行勧誘等又は当該有価証券交付勧誘等に関し法第四条第一項の規定による届出が行われていないこと及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

一　当該有価証券発行勧誘等に令第一条の四第一号ハに規定する条件が付されている場合　当該有価証券発行勧誘等に付された条件の内容

［号を加える。］

二　当該有価証券交付勧誘等に令第一条の七の四第一号ハに規定する条件が付されている場合　当該有価証券交付勧誘等に付された条件の内容

［号を加える。］

［三・四　同上］

2　［同上］

（特定投資家向け勧誘等に係る告知の方法等）

第十四条の十四の二　［同上］

2　［同上］

［一・二　同上］